⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①、③　第１号２⑺①、③に同じ
②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　構造物内幅15m以上の道路のボックスカルバート工事であること。
㋑　土留め工法による工事であること。
㋒　路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。
㋓　ソイルセメント杭による地中連続壁の工事であること。
ただし、上記㋐～㋓は同一工事でなくてもよい。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

３　総合評価に関する事項
⑴、⑶～⑸　第１号３⑴、⑶～⑸に同じ
⑵　総合評価の方法
①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「鉄筋コンクリート構造物の品質管理に係わる具体的な施工計画」
㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ
⑤　②㋐の「鉄筋コンクリート構造物の品質管理に係わる具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

４　入札手続等
⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
①～③　第１号４⑸①～③に同じ
開札は、平成23年１月25日15時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
５　第１号５に同じ
６　Summary
⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1).
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Taziri Area Box-Culvert No. 3

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年10月29日
支出負担行為担当官
九州地方整備局長　岡本　　博
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中間堰制水ゲート設備工事
⑶　工事場所　福岡県中間市土手ノ内地先
⑷　工事内容　鋼製起伏ゲート（扉体、戸当り、開閉装置）22.7m×3.63m×４門、操作制御設備１式、予備ゲート設備（上流側、下流側）１式、付属設備（階段、防護柵、ピット蓋）１式
⑸　工期　平成23年２月～平成27年３月
⑹　使用する主要な資機材　鋼材：約680ｔ
⑺　本工事は、入札時に工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項及び総合的なコストに関する事項の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項及び総合的なコストに関する事項（契約後ＶＥにつながる基本的な考え方を除く）の技術提案は対象としない。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
⑾　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たなる取り組み」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。（入札説明書参照）
⒁　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当する場合は、構成員全てに入札説明書４．⑹に定める技術者とは別に、４．⑹に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑹②なお書に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を専任で現場に配置することとする。
・九州地方整備局の発注した機械設備工事のうち、平成17年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定通知書の評定点の平均が72点未満の場合。
⒂　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助及び安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
⒃　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
⒄　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒅　本工事は、契約締結後に施工方法等を勘案の上、施工者自らが詳細な設計を実施する、一般競争入札（詳細設計付方式）の試行工事である。
⒆　本工事は、入札工事説明会を行う試行工事である。
⒇　本工事は工事関連電子データ（設計報告書等）の提供を行う試行工事である。
２　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしている者であること。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。